

旅客営業規則(2021年7月1日施行)の概要 (新旧比較表)

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2021年7月1日乗車となるものから適用する。

旧	新
<p style="text-align: center;">略</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第175条 旅客は、第176条又は第177条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 <u>旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第2号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。</u></p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第163条の2 旅客は、第156条又は第175条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が会社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第156条から前条又は第175条第4項に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第175条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が会社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第175条 旅客は、第176条又は第177条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</p> <p>4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。)は第156条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</p> <p>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</p>

略	略
<p>(有料手回り品及び手回り品料金)</p> <p>第 177 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれに類する小動物(猛獣及びへび類を除く。)であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日・その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、会社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90 センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れがないと認められるもの</u></p> <p>(2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの</p> <p>2 手回り品の料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、次の料金を支払うものとする。 1 個について 290 円</p>	<p>(有料手回り品及び手回り品料金)</p> <p>第 177 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれに類する小動物(猛獣及びへび類を除く。)であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日・その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、会社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの</p> <p>(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの</p> <p>2 手回り品の料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、次の料金を支払うものとする。 1 個について 290 円</p>
略	略